

全 員 協 議 会

日 時 令和5年2月21日（火）
午前9時30分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 3 4、3 5 回議運決定事項

令和 5 年 2 月 8 日（水）

令和 5 年 2 月 1 5 日（水）

1 正常な議会運営に関する陳情について

市主催のイベント等の開催において、大声ありのイベントについては、施設収容率上限 5 0 % の制限が廃止され 1 0 0 % となったこと、業種ごとの感染防止ガイドラインを遵守すること、チェックリストを作成しホームページで公表するとともに、結果報告書を作成し保管することなど、公共施設の運営における対応が一部改められたことから、マスクの着用、定期的な換気など、引き続き感染拡大予防対策を徹底しつつ、議会も同様の対応をすることとした。あわせて、議場に設置しているアクリル板と傍聴人の氏名記載は継続することとした。

2 申し入れ書（山陽小野田市議会 6 月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について

報道機関（市が記者発表している報道機関をいう）関係者、一般の方ともに**資料 1**の申請書に記載し、それぞれの会議の長から許可を得た後に、撮影を認めることとした。また、音声なし動画の撮影可否は、継続協議とした。

3 議会活動の正常化を求める陳情について

中島好人議員と山田伸幸議員に、2 月 2 1 日（火）の議会運営委員会に委員外議員として出席するよう文書で再度要請することとした。

4 代表質問について

3 月定例会では実施しないこととした。

5 令和 5 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項について

(1) 会期案について

2 月 2 1 日（火）から 3 月 2 4 日（金）までの 3 2 日間とすることとした。

議案名・・・**資料 2**

(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項44により行うこととした。

(3) 人事案件について

申し合わせ事項62及び63により行うこととした。

(4) 議事日程案について

資料3のとおりとすることとした。

(5) 陳情・要望書の取扱いについて

・日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り
巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情 (取り扱わない)

・宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書の提出について

(議会運営)

6 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・**資料4**

山陽小野田市組織条例の一部改正の可決により、総務文教常任委員会所管であったシティセールス課、民生福祉常任委員会所管であった市民活動推進課と文化スポーツ推進課の3課がまとめられた協創部を、総務文教常任委員会が所管することとした。ついては、議案上程のため、次回以降の議会運営委員会で条例改正案を議論することとした。

本会議の撮影許可申請書

年 月 日

議長 高松 秀樹 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の本会議を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会傍聴規則第7条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
区分 (○で囲む)	報道 ・ 一般 ※一般の方は写真撮影のみ可
撮影対象と 範囲	(例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等)
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会傍聴規則第7条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章等を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、議長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可を取り消すことがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹

(備考欄)

委員会の撮影許可申請書

年 月 日

委員長 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の委員会を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
区分 (○で囲む)	報道・一般 ※一般の方は写真撮影のみ可
撮影対象と 範囲	(例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等)
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章等を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、委員長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可を取り消すことがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。（レ点チェック）

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

委員長

（備考欄）

全員協議会の撮影許可申請書

年 月 日

議長 高松 秀樹 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の全員協議会を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会全員協議会の運営等に関する規程第6条の規定において例とする山陽小野田市議会傍聴規則第7条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
区分 (○で囲む)	報道 ・ 一般 ※一般の方は写真撮影のみ可
撮影対象と 範囲	(例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等)
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会全員協議会の運営等に関する規程第6条の規定において例とする山陽小野田市議会傍聴規則第7条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章等を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、議長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可を取り消すことがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹

(備考欄)

令和 5 年第 1 回（3 月）定例会議案名

◆市長提出議案（35 件）

●令和 4 年度関係（14 件）

○民生福祉常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 4 号 令和 4 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について（国保）
- (2) 議案第 6 号 令和 4 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）について（病院）

○産業建設常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 3 号 令和 4 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）について（都市）
- (2) 議案第 5 号 令和 4 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 回）について（公営）
- (3) 議案第 7 号 令和 4 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 2 回）について（水道）
- (4) 議案第 8 号 令和 4 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）について（水道）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 2 号 令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 9 回）について（財政）

○人事案件（7 件）

- (1) 同意第 1 号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について（人事）
- (2) 同意第 2 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について（人事）
- (3) 同意第 3 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について（人事）
- (4) 同意第 4 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について（人事）

- (5) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (6) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (7) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

● **令和5年度関係** (21件)

○総務文教常任委員会所管 (3件)

- (1) 議案第19号 山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について (企画)
- (2) 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)
- (3) 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (総務)

○民生福祉常任委員会所管 (10件)

- (1) 議案第11号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (国保)
- (2) 議案第12号 令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第13号 令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (国保)
- (4) 議案第15号 令和5年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- (5) 議案第20号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (6) 議案第21号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (7) 議案第22号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (8) 議案第23号 山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

- (9) 議案第 24 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について (国保)
- (10) 議案第 29 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定に
ついて (市民)

○産業建設常任委員会所管 (7 件)

- (1) 議案第 10 号 令和 5 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算につい
て (都市)
- (2) 議案第 14 号 令和 5 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予
算について (公営)
- (3) 議案第 16 号 令和 5 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
(水道)
- (4) 議案第 17 号 令和 5 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算につい
て (水道)
- (5) 議案第 18 号 令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
(下水)
- (6) 議案第 25 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制
定について (都市)
- (7) 議案第 26 号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (建築)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (1 件)

- (1) 議案第 9 号 令和 5 年度山陽小野田市一般会計予算について (財政)

令和 5 年第 1 回（3 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	21	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意4件及び諮問3件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・令和4年度関係議案7件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・令和5年度施政方針及び令和5年度関係議案21件を一括上程、提案理由の説明
2	22	水		休 会	・一般質問通告締切（正午まで）
			午後1時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 ・一般質問聞取（2月24日まで）
2	23	木		休 会	・天皇誕生日
2	24	金		休 会	・一般質問聞取（午後5時まで）
2	25	土		休 会	
2	26	日		休 会	
2	27	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
2	28	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
3	1	水		委員会	・予備日
3	2	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	3	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）

3	4	土		休 会	
3	5	日		休 会	
3	6	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	7	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	8	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	9	木	午後1時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（現年度）
3	10	金	午前10時	本会議	・付託案件（令和4年度関係）に対する 委員長報告、質疑、討論及び採決 ・令和5年度関係議案21件に対する質疑 及び委員会付託
			本会議終了後	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
3	11	土		休 会	
3	12	日		休 会	
3	13	月	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会
3	14	火	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設 分科会
3	15	水	午前9時	委員会	・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設 分科会

3	16	木		委員会	・予備日
3	17	金		休 会	・議事整理日
3	18	土		休 会	
3	19	日		休 会	
3	20	月		休 会	・議事整理日
3	21	火		休 会	・春分の日
3	22	水		休 会	・議事整理日
3	23	木	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
3	24	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論 及び採決 ・閉会中の調査事項について

○機構改革

